

名岸戦役より西州府兵を覗く

孟憲実（翻訳：王鼎）

唐代の西州は、概ね現在の中国・新疆トルファン盆地に位置する。貞観十四年（六四〇）、唐朝は、この地に西州都督府を設立し、高昌、交河、天山と柳中の四県を置いて統轄し、⁽¹⁾同時に府兵も配置した。これが前庭府、岸頭府、天山府および蒲昌府である。唐の西州の府兵の課題については、トルファン出土の公文書資料によって、前代未聞の研究成果を獲得している。前代の研究者である日比野丈夫・菊池英夫、唐長孺先生など多数の先生方がすでに顕著な研究成果を挙げられている。⁽²⁾白須淨眞先生も西州府兵を対象に研究を展開された。特に関心を寄せられたのは西州諸府の等級問題で、『唐代の折衝府の等級と西州の折衝府の等級に関する覚書——編纂資料と出土文書の相互補完を求めて』という大論を著し、文書資料と伝世資料を結び合わせて分析を行い、中日学者のこれまでの研究を総合的にまとめ、自身の見解を提出された。⁽³⁾

府兵制度研究は、唐王朝における軍事制度研究の中で焦点となる課題の一つであるが、ここでは、ささやかな一

の具体的な戦役から始めて関連問題を討議し、筆者の見解を簡単に述べ、白須先生の長年の研究活動に、衷心より感謝の意を表したい。

1. 新資料

名岸は、唐代西州の一つの具体的な地名であるが、史書には記載されていない。最近出版した『新獲吐魯番出土文献』によれば、久視元年（七〇〇）三月に、西州の「名岸」で一つの戦鬪が起こり、前庭府が、前後二回、軍隊を名岸に赴かせ参戦していたことが明らかとなった。これは個別の一戦役であるが、そこからいくつかの問題、とりわけ西州各折衝府における軍事的布局との深い相関を見出すことができる。

今触れたように名岸戦役は、『新獲吐魯番出土文献』の中で、初めて公にしたものである。トルファン文物局が、二〇〇七年に新たに獲得した文書に、前庭府が西州の勾所に送ってチュエックを受けた馬帳があり、整理者は「唐神龍元年（七〇五）六月後西州前庭府牒上州勾所為當府官馬破除、見在事」というタイトルを付けた。その内容は以下の通りである。

1 前庭府 上州牒勾所

2 合當 府 元 置 官 馬 總 捌 拾 疋

a 会前後帳右

- 3 冊疋、前後諸軍借將及沒賊不迴、合官酬替。
- b 牒兵曹、檢准符、欠五十五疋、合准帳替、府通
- 4 卅疋、久視元年三月給果毅陰嗣子業乘往名岸賊趁、沒落不迴。
- c 欠冊疋、□。
- 5 五疋、久視元年三月給果毅張興乘往名岸趁賊、沒落不迴。
- 6 一疋、長安三年八月被符迎使東磧致死、官未酬替。
- 7 三疋、長安四年六月給論臺聲援兵隨北庭討擊軍不迴。
- 8 一疋、神龍元年六月給當府折衝馬神祿趁賊致死、申州未報。
- 9 冊 疋 見 在
- 10 徐善恭馬瓜敦 朱和義馬瓜敦 竹荀奴馬赤敦
- 11 王定感馬瓜敦 張_函達馬□忿敦 李圈德馬白忿敦
- 12 竹緒子馬忿敦 許思齊馬赤父 張尾住馬赤敦
- 13 康洛胡馬留敦 李阿鼠駱敦 王玄藝馬赤敦
- 14 關嘉慶馬赤敦 牛洛子馬忿草 令狐定德馬留
- (二遠)、「左玉鈴衛前庭府之印」
- 15 周文護馬驃敦 郭石鼠馬留父 和懷洛馬忿敦
- 16 匡德師馬紫敦 史行義馬瓜敦 孟感通馬忿敦

- 17 白苟羣馬 敦念康禪師馬留敦 汎和敏馬瓜敦
- 18 李懷禮馬瓜敦 匡德祀馬留敦 賈祀隆馬赤敦
- 19 麴和駿馬赤父 曹君住馬念父 董玄獲馬駮敦
- 20 曹伏奴馬鳥駮敦 史赤女馬驗敦 江安洛馬留敦
- 21 馬定之馬駮敦 王才達馬駮駮敦 康徳□馬留敦
- 22 孫寅住馬留敦 張小石馬鳥敦 曹通子馬瓜敦
- 23 傅安師馬鳥敦
- 24 合從長安五年正月一日至神龍元年六月卅日己前、在槽死官馬總二足。

會同、憑□。

- 25 江安洛馬留駮敦 神龍元年四月十九日死

會同、衛尙

- 26 董玄獲馬赤敦 神龍元年六月十三日死
(後は欠落)⁽⁴⁾

本文書の前は、「唐神龍二年（七〇六）七月西州史牒為長安三年（七〇三）七至十二月軍糧破除、見在事」に接続するが、同一の文書に属しているわけではない。また本文書が不要となつて破棄された後、その白紙となつている背面が、「唐景虎三年（七〇九）後西州勾所勾糧帳」の書写用紙として再利用された。ただしその再利用の際、一枚の白紙が新

前庭府軍馬損耗一覽表

時	数量	任務	責任者	場所
久視元年三月	30	趁賊	果毅陰嗣業	名岸
久視元年三月	5	趁賊	果毅張興	名岸
長安三年八月	1	迎使	?	東積
長安四年六月	3	声援輪台	?	?
神龍元年六月	1	趁賊	折衝馬神祿	?

たに差し挟まれたため、表側の本文書は二つに分断されてしまった。しかしその白紙を挟んで文書の第二十一、二十二行目は繋がっている。なお、第十四、十五行目の用紙の接合紙背には、押書された「遠」字の上に「左玉鈴衛前庭府之印」の朱印が押されている。本文書の中に言及された最も遅い年月日は、神龍元年六月三十日であるから、本文書、すなわち西州前庭府の牒は神龍元年六月以降だと推測できる。⁽⁵⁾

文書の中に言及された当府における馬の状況については、消失、現存、厩舎死亡という三つの項目を設けている。この記録によれば、全府の軍馬は合わせて八十四匹、その中の四十四匹は戦争、あるいは他の任務を執行する際に消失または死亡し、現在の数は四十四匹である。その四十四匹のうち二匹は厩舎で死亡した。したがって帰らなかった又は戦死した四十四匹の戦馬中、戦闘によって消耗した馬は三十九匹に至っている。ただ一匹の戦馬は使者を迎えた際、東積で死亡したから、それ以外のすべては戦闘損耗である。便宜を図って表示しておく。

本文書は、前庭府が西州の勾所へ送った報告書であり、前庭府の馬に関する状況のみを反映している。主題は馬数であるため戦士は記されていない。したがって軍隊における戦士などについての状況は知ることができない。また、西州には四つの折衝府があることから、たてまえから言えば、各府それぞれの適切な報告が残っているはずであるが、現時点では、他の折衝府の状況について知るよしが無い。したがって本文書は、ほんの一部の資

料であり、明らかにできることは氷山の一角にすぎない。しかしこの文書は、西州の戦略情勢と各折衝府の西州における軍事的配置に関しては、論議するに足る非常に重要な情報を提供している。

敦煌出土の「敦煌名族志」によれば、後に「正義大夫、使持節岷州諸軍事、岷州刺史、上柱国、敦煌郡開国公」を歴任することになる陰嗣業は、久視元年、当地トゥルファンで前庭府果毅であったことが知られ、陰嗣業の履歴内容についても豊かになった。また、この後に陰嗣業の官位がだんだん高くなっていくため、この名岸戦闘が終了後も、陰嗣業は健在であったことが明かである。

また折衝都尉馬神祿は、神龍元年、戦馬を失っていたが、他の文書によれば、自らは負傷せず健在であったことも分かるようになった。それは「唐神龍二年主帥渾小弟上西州都督府状為处分馬(豆昔)料事」という文書であり、神龍二年二月、主帥渾小弟の上司は「押官折衝馬神祿」であった。つまり馬神祿は、神龍元年の「趁賊」で戦馬一匹を損失したものの本人は健在であって、その翌年に折衝都尉の職に就いていた。とすれば、戦馬の損失と戦闘人員の損失は必ずしも等しいものではなかったと承知すべきであろう。

前庭府が本馬帳を西州都督府に上呈したのは、神龍元年(七〇五)であるが、その中には久視元年の馬の損失情況についても含まれている。これらによれば、名岸戦役が終了した五年後も、前庭府の戦馬は適宜補填されていなかったことが明らかとなった。その報告の中にも「合官酬替(官は補充すべき)」と明示し、さらには赤字で書かれた西州都督府の決済も、全府合わせて馬四十匹が不足であると明記している。最終的に補充されたかどうかは分からないが、本論の関心事はこの点にはなく、戦役問題であることは、言うまでもない。

2. 名岸の所在

名岸は地名であるが、その地理的な位置については考証に値する。新疆考古を担当されてきた王炳華先生は、一九七六年、天山の阿拉溝古堡を調査し、すでにその成果を提示されている。その城堡から出土した唐代文書は、当地が鸚鵡鎮に属し、名岸烽を直接管轄していたことを示していた。第五号文書「唐西州鸚鵡鎮遊奕所諸烽在峰者名籍」に見える「壘石、名岸界」の記載が、鸚鵡鎮が名岸遊奕所と鸚鵡遊奕所及びの烽鋪を管轄していたことを判明させたからである。⁹⁾名岸烽は、鸚鵡鎮に隸属し、前庭府が向かった趁賊のところにあつたものと推定される。

王炳華先生の考察と研究によれば、唐代のこの「鸚鵡鎮」という古堡は、阿拉溝の東口に位置した。阿拉溝の峡谷の東口に出るとトルファン盆地に直面する。「駐足古堡了墩之上、阿拉溝河谷、吐魯番盆地、平川、巨細均在監視之下。尤其是東向吐魯番盆地、是一片開闊、平展的戈壁、数十里的地域範圍内、稍有異常、便可知曉、其軍事視察作用、不言自明。」と書かれたのがその原文である。王炳華先生は阿拉溝の配置を總体的に实地調査されたことがあり、天山の中心部に近い地域を通じて、阿拉溝の東口からユルドゥス草原、庫車（クチャ）オアシス、そしてイリ河上のバインブルク河谷およびイリ河の流域の大草原へと入ることができるとされた。つまり天山は、一面では南北新疆の天然の障壁となつてはいるものの、天山内部の南側も北側をも縦横無尽に交錯する谷間が四通八達の通路を作っている。阿拉溝東側の山口は、まさに天山からトルファン盆地へ進入する際の天然の門戸であり、草原が蓄えている軍事力は、この入り口を通じてトルファン盆地にどっと入り込むことができるのである。唐の西州が「鸚鵡鎮」を阿拉溝の山口

に設置した目的は一目瞭然であり、トルファン盆地の西の大門を防衛するためであった。

アラ溝城古堡発見の唐代の紙文書は、古堡問題解決のために最も信頼できる根拠を提供した。この古堡は、唐代の鸚鵡鎮に属し、文書の中からはこの鎮の長官「鎮将孫玖仙」の署名を発見することができた。鸚鵡鎮は二つの遊奕所を管理していた。一つは鸚鵡遊奕所、一つは名岸遊奕所と称した。この二つの遊奕所は、それぞれ幾つかの烽鋪を管理していた。例えば、鸚鵡遊奕所に属したのは、臨蕃鋪、断賊烽、阿施烽、鸚鵡烽、赤山烽、总見鋪などであり、名岸遊奕所に属したのは、壇石烽、鼻水烽、名岸烽、尼岭烽、白水烽、小白水烽などである。さらに王炳華先生は、鸚鵡鎮の軍事的な地位および安全防備情況についても明確にされている。

アラ溝文書は年代が曖昧ではあるが、「閏八月」の記載が残っているものがある。王炳華先生は、唐王朝の「朔閏」と照らし合わせて、開元二十六年（七三八）、至徳二年（七五七）及び貞元八年（七九二）だけが可能性があると指摘された。王先生は、これらの文書は天山軍の成立した後の資料だと推定されている。現時点ではこの見解は疑うべくもない。⁽¹²⁾ それでは天山軍が成立する以前、つまり則天武后期の西州は、この名岸戦役に対して、どのように応えてくれるのであろうか。

貞観十四年に西州都督府が創設され、府兵体系もこれに相付して整備された。唐長孺先生は、唐朝は、「貞観十四年に高昌を平定して西州を設置し、て暫く経て折衝府も設置した」と結論された。⁽¹³⁾ 今までに究明されてきた資料によれば、西州には高昌県に前庭府、交河県に岸頭府、柳中県に蒲昌府と天山県に天山府の四つの軍府が設置されていたことが知られている。しかし天山軍が設置されてからは、西州都督が天山軍の鎮守使を兼任し、西州の軍事を全面的に統括するようになり、もとの四府の兵力も間違いない天山軍の人的戦力とされた。それでは鸚鵡鎮は、天山軍の

設置以前は、どの府に属していたのであろうか。この点は直接的観察のほうで結論を出しやすく、鸚鵡鎮は天山府に属したと見なすべきであろう。地理上の位置関係から見ても天山府が管理するのが最も近くて便利である。

またそれ以外にも出土文書もそれをよく明らかにしている。「大谷文書」の有名な「西州天山県到来文書」のなかに、いくつかの「鸚鵡鎮」の記載がある。

「兵曹符、為鸚鵡鎮官考、限来月衙、勒典賚案」三四七一号文書、第六行。¹⁴

「兵曹帖、為追鸚鵡鎮典別将康(後欠)」三四七一号文書、第十八行。¹⁵

また大谷文書の「河西天山軍兵員給糧文書」

「一十二人 鸚鵡鎮界 郡倉支、十五日」三三五四号文書、第五行目。¹⁶
のように。

「西州天山県到来文書」が「天山県之印」を押しているのは、鸚鵡鎮の鎮別将が康某であった時であり、李方先生が、「鸚鵡鎮が天山県にあり天山府の管下にあつて、康某は天山府の官吏であつたからだ」と考えられたことはま¹⁷たく疑問の余地はない。天山軍が設置された後鸚鵡鎮は、天山軍に属しており、王炳華先生の見解もま¹⁷たく疑問はない。

したがって天山軍が設置される前、鸚鵡鎮が天山県の界内に位置し、府兵系統の中で天山府に属していたとみなしたことは理にかなっている。この点については天山県の鸚鵡鎮に関する二通の文書もしっかりと証明している。名岸

が天山府の管轄地区内に属していたことは、府兵制度下の管轄地区の問題を検討するに当たり、さまざまな諸点において重要な意義を持つているのである。

3. 戦鬪死傷の推測

久視元年（七〇〇）三月の名岸の戦いに、前庭府に属する果毅二人が参加した。一人は陰嗣業、もう一人は張興である。馬帳から、陰嗣業と張興がともに戦い参加したと見なすことが可能であるが、その記載はそれぞれ別個である。つまり二人は同時に参戦したのではなかったのである。前庭府の側から整理すれば、最高長官は折衝都尉であり、果毅すなわち果毅都尉は副長官であるから、左右果毅都尉は左右副長官となる。『唐六典』の記載によれば、折衝府の長官が折衝都尉となるのは貞観十年になってから現れ、隋では果毅郎将と呼んでいた果毅都尉が副長官となった。その「左右果毅都尉は、式都尉を管理」した。⁽¹⁸⁾一名の折衝都尉の下にはこのように果毅都尉は二名だけであるが、この名岸の戦いには、前庭府に属する二名、すべての果毅都尉が参戦した。

文書では、陰嗣業と張興の二名の果毅都尉が名岸の戦場に赴くことを「趁賊」という名称で呼んでいる。それと同様に、神竜元年（七〇五）六月、当府の折衝都尉の馬神禄に配給した一匹の馬も「趁賊致死」と記されている。久視元年から神竜元年にかけて、五年間も経っているため、馬神禄は陰嗣業と張興二人の久視時の長官であったか否かは知るべきがない。⁽¹⁹⁾しかし彼らの馬はすべて「趁賊」の過程で失われた。「趁」というのは、ここでは追逐、驅逐の意味である。『新唐書・兵志』は唐代の府兵出征の原則を次のように記載している。「凡そ府兵を差する時は、すべて符

契を下し、州刺史と折衝の契を勘合してすなわち発せよ。もし全府すべてを発する際は、折衝都尉以下みな行き、すべてでなければ、果毅が率いよ。少数であれば、別將が率いよ。」²⁰とすればこのたびの戦いは、さほど激しくなかったと考えられるかもしれない。はじめ陰嗣業を派遣し、後になって張興を派遣したからである。これに対して、神龜元年の戦いには、折衝都尉を務める馬神祿が直接に参戦したからそうでない。しかしこうした推測は文字面だけに頼っているにかもしれず、他の折衝府の派兵や参戦の状況も必ず把握し、より妥当な穩当な推測へと高めることが求められよう。

この馬帳から知りうるのは、この戦いでは、前庭府は軍馬三十五匹を損失したものの、死傷者の数はまったくわからないことである。前庭府の名岸戦への出兵は、唐代の出兵規定に基づけば、果毅都尉が率いていることから、府の全員が参戦したことにはならない。しかし、前庭府の二名の果毅都尉が前後してともに名岸の戦いに参戦しているのである。つまり、一回目の戦闘の勝利を獲得しなかつたため、二回目の派兵があつたと見なせば、前庭府は軍隊の大部分をこの戦いに投入した可能性はきわめて高いのである。

現時点では資料不足により正確な判断はできないが、名岸の地理位置は上記のような考察だけでは留めさせてはおかない。名岸は鸚鵡鎮に属して、鸚鵡鎮はまた天山府に属している。地理的、軍事的であることにかかわらず、名岸が敵情を察知すると、鸚鵡鎮は警戒防衛上の軍事系統として、必ず直ちに上級に報告しなければならないし、また、その上級は天山府であるから、天山府も西州都督府に報告しなければならぬ。もし敵が進入してくれば、鸚鵡鎮は最初の防衛の絶好の場となるが、鎮の力は限られているため、当然、州の軍隊の増援が推定されることは自然である。もし増援を派遣するのであれば、まず天山府の兵力を派遣するのが当然である。それは鸚鵡鎮が天山府の防衛地区で

あるだけでなく、距離も近く、時間も省けて防備兵力の配置を早め、すぐに戦闘態勢に入れて有利だからである。鸚鵡鎮は天山府に属するため、戦士たちが普段からの接触も多く、共同戦闘に有利な関係があることもいうまでもない。

もし鸚鵡鎮で戦闘が起つて天山府の兵力だけでは敵に対抗できなければ、増援部隊は前庭府の軍隊ではなく、交河界内にある岸頭府の軍隊が派遣されるべきである。岸頭府の軍団は交河県にあるが、前庭府の軍団は高昌にある。両者の距離は約五十キロメートルである。したがって、前庭府よりも岸頭府が鸚鵡鎮に支援に駆け付けるほうがより便利であり、軍事効力の実現にもより有利である。要するに、名岸に敵襲が起こった際、距離が近い天山府と岸頭府が兵を率いて動かず、却つて遠い前庭府から軍隊を派遣して増援することはなど想像すらできない。したがって名岸の戦いでは、すでに前庭府も出兵している以上、岸頭府と天山府が参戦してはみなすことは理論上当然なことである。すなわち、久視元年三月の名岸の戦いは、相当大規模な戦闘であり、少なくとも西州にある折衝府のうち、三つもが参戦していたことになる。

この戦いに関する記録は大変に欠けている。現時点では、前庭府の一件の馬帳しかそれを載せていない。限られた資料の中で、より多くの情報を得たいと思つてもそれはかなわない。前庭府は軍馬を全部で八十匹所有していた。名岸の戦いで、計三十五匹を損失した。損失率は四四％にも達しているから、かなり重大な損失を蒙つたといふべきである。また軍馬と戦士には密接な関係があることから、馬帳の名簿から、馬匹とその馬を飼育する戦士との固定関係を推察することができる。それでは、軍馬の損失と戦士の死傷は、どのような相関関係になっていたのだろうか。

この馬帳は関連情報を明らかにしていないためその具体的な判断はできないものの、久視元年三月おける前庭府の兵士の減員には問題はないはずであり、二名の果毅都尉までの死傷も可能性がなくてはならない。

直接の証拠は持ち合わせていないが、推測すれば、名岸の戦いでは、天山府が真つ先にその矢おもてに立つはずである。アスターナ五〇九号墓から天山府に関わる一連の文書が出土した。それは、第三団の張父師団の資料に集中する。新兵の造幕に関する文書が二件あり、それは具体的には次のように述べている。

第一件《武周天山府張父団帖為新兵造幕事一》73TAM509 19/2 (252頁)

1 当団新兵^①佰玖人、合造幕壹十壹口^②

2 校尉張父団主者、被州帖称、被瀚小、海軍牒、准

3 □□西州諸府、兵幕回○(日)却内(納)。帖至、准人据、

4 □□造、先申大数、不得遅晚。勿

5 □□下三団速造、限来□□

第二件《武周天山山下張父団帖為新兵造幕事二》73TAM509 19/3 (253頁)

1 而(天)山府 帖張父団

2 □□兵幕。

3 右得隊副曹^①感^②

4 内前件^① □□^②

二件の文書とも天山府の張父師団の新兵に造幕させることを指示したものである。第一件は西州都督府が、瀚海軍の牒に従い、張校尉に照会した公文である。張父師がいる第三団に直ちに造幕するように「一刻も猶予できない（不得遅晩）」と命じたものである。第二件も、天山府が張父師団に新兵に造幕するように指示した公文である。これら文書は、一つの重要な情報を提供した。それは、該軍団には新兵一〇九人がおり、幕を十一個造るべきことで、それは一幕あたりでは約十人となる。一つの団の兵力は、『唐六典』によれば、唐代では「兵士三〇〇人が一団となる」規定であった。ただし垂拱時代は、府兵一二〇〇人を有すると上府となり、一〇〇〇人であれば中府となり、八〇〇人であれば下府となるという規定があつたが²²とすれば、張父師の師団には、どうして一時に一団の三分の一にも達するほどの新兵が配属されていたのであろうか。

唐長孺先生は、「二つの団の不足人員を補充するための新兵がこんなに数多くいたことから、天山府の全体もまたその他の諸府も状況はほとんど違わなかつたであろう」と指摘され、文欣は、新兵が大量に増えたことを垂拱年間の戦鬪による減員と結び付けた。

このアスターナ五〇九号墓出土文書には、二組があつたが、張父師団に関連する文書は、女性の一遺体から出土した。これら文書の紀年の下限は久視元年であつたが、その月までは分からない。この種の即時性をともなう命令文書にも一定度の保管期間があつたとしても、それは長くはなかつたはずである。ことが終わればこの種の文書は用済みとなり、糜紙として個人の再利用に提供されていったのである。ただしここに問題とする天山府に係わる文書は、決して久視元年三月の名岸の戦いに直接関係している資料ではないかもしれない。文書の中で瀚海軍、またはさらに上級の中央政府にも及んでいることから（「准」の後の欠字は、「敕」の類いの可能性が大変大きい）、唐朝の西域当局が瀚

海軍を中心として、より大きな規模での戦争を計画していた際のものとして読み取れるからである。とすればその年次は久視元年の前であり、文欣はそれを垂拱期と推定している。⁽²³⁾ それでは、久視元年三月の名岸の戦いにおける損失との関連はなかったのであろうか。現時点で掌握している資料によつてそれを完全には論証できないとしても、その可能性もしばし否定することはできないであろう。

前庭府の軍馬損失状況からみれば、久視元年三月の名岸の戦いでは犠牲者は必ず存在していたはずである。比較すれば、天山府の方が岸頭府と前庭府よりもさらに損失が厳しかったはずである。それは、名岸が天山府の防衛地区であり、天山府の府兵が最初に戦闘に投入されたからであり、しかも勝つことができなかったため岸頭府と前庭府からの増援となつたからである。

今述べたように張父師団は新兵が三分の一まで達していた。それではこの新兵の補充は、一次に全員が補充されたのであろうか、それとも数回で補充されたのであろうか。唐長孺先生も、いわゆる造幕というのは、唐朝が火(「火」は十人から構成される)毎に必ず備えなければならないとした軍事用物品である「烏布幕」だという説に同意し、これら新兵が一挙にこんなにも多くの「烏布幕」を造っていることは、新兵がそれを持つていなかったことをおのずと語っている。だからこそ、これら新兵は一度に全員が張父師団に補充されたと推論できるとされている。ただしこの馬帳によれば、上級機関は、適時、戦時物資の補填を行つてはいなかった。したがつて新たな戦いの前になつて、一挙に戦時物資を補充した可能性は大きい。

この新しい文書がまだ発見されなかつた時、もちろん久視元年の戦いとの相関を知ることにはできなかった。今はこの久視元年の戦いが西州に相当な損失をもたらしたと、天山府は真つ先に攻撃の矢面に立つたため、当然その損害

も最も大きかったことが知られるようになった。このような背景下に天山府張父師団の文書を再び見ると、新兵一〇九名は、その久視元年の戦いの前に、少なくともすでに損失していた兵員の数にほぼ匹敵する数であったかもしれない。とすれば新たに補充された新兵一〇九名の中には、名岸の戦いで損失した兵員となってしまった者も、あるいは含まれることになったかもしれない。

それともこの瀚海軍が行ったこの戦闘準備は、逆に、名岸の戦いが終わった後の更なる対応であったかもしれない。文書中では、敵の勢力が簡単に「賊」と呼ばれているが、その最も可能性の高い勢力は西突厥だと考えられる。天山山脈の地理地勢を利用し、天山を東に取れば西州に影響を引き起こし、また北に天山を出れば瀚海軍にも直接影響を及ぼす。本来は一つの全面的な襲撃だったかもしれない。西州府兵に大きな損失をもたらしただけでなく、瀚海軍も真剣に対応し、再度の攻撃に防備を固めざるをえなかったであろう。

4. 辺州府兵の防衛地区及びその性格

府兵制度の下に、折衝府はそれぞれ固定した駐屯地を持っている。その駐屯地は、地団と呼ばれていた。『唐律疏義・職制律』では、「州県には界あり。折衝府には地団あり。公事によらず無断で境界を出た者は杖一百」と規定されていた。谷霽光先生は「地団とは、一定の地域で部隊を創設することである。その戸籍は州県に所属し、その軍籍は折衝府に所属する。それら地域区画は州県の境界に類似し」、「衛士は……勤務交替、訓練時のみ、それぞれ折衝府、勤務交替の所在地の京師あるいは徵兵地に集合し、軍事任務を執行し、軍隊の生活を送る」と解釈されている。今か

ら見れば、地団は折衝府の駐屯地だけでなく、同時に当番に当たる守衛区でもあり、早期警戒系統の管轄区域であると理解してよい。

トルファン文書の中にも、こうした一連の守備に係わる鎮戍文書がある。そのうち、烽燧の名称と宿守制度はすべて明瞭に記載されていた。そのなかの、蒲昌府文書はまとめて出現したため、蒲昌府を典型として西州府兵制度を研究すれば、成果が最も顕著となる。蒲昌府の地団は西州の蒲昌県(26)にあり、西州東部の折衝府として、蒲昌府と蒲昌県が当地にある鎮戍烽燧を共同で管理していた。また蒲昌府と蒲昌県の共通の上級機関は西州都督府である。(27)

前庭府の地団は、高昌県である。本文で使用する文書に明らかである。前庭府を日常的に管理している上級機関も西州都督府であることも明らかにした。前庭府が馬帳を西州都督府に報告したのは、そのためである。岸頭府の地団が交河県であり、また天山府の地団が天山県ではあるが、蒲昌府の地団だけについては疑問をもっている。蒲昌府文書によると、折衝府の蒲昌府に相互に呼応しているのは蒲昌県であることは顕著であるが、柳中県と対応している折衝府はないにもかかわらず、柳中県に衛士がいることである。『唐懿宗元年（六六八）帳後西州柳中県籍』によれば、康相懐の息子の康海達が衛士であった。この文書の各所には柳中県の印が押されている。(28) アスターナ四号墓から出土した『唐睿宗元年（六六二）左憧熹買奴』もまた関連情報を提供する。具体的内容は次のようである。

- 1 龍朔元年五月廿三日高昌県崇
- 2 化郷人前庭府衛士左憧熹、交用
- 3 水練陸錢、伍文、柳中県五道郷蒲

4 昌府衛士張慶住、辺買奴壹人

5 字申得、年拾伍 不 奴及

6 練到日交相付

7 参日得悔

8 者、壹

9 為信。²⁸⁾

売奴人の張慶住の身分は蒲昌府衛士であるが、柳中県の五道郷に居住していた。柳中県人が蒲昌府で衛兵を務めていたのである。もし、柳中県の衛士がみな蒲昌府に属していたとすれば、柳中県には蒲昌府に属する地団があつたはずである。朱雷先生は、蒲昌府のそれが柳中県と蒲昌県にあつたと認識されている。²⁹⁾ 張広達先生もこの観点に賛同し、地団と県界は交錯しやすいと認識されている。³¹⁾

折衝府の地団は、鎮戍による守備防衛地区と結びついているべきである。史料の関係上、すべての折衝府の防衛地区を明確にするには至らなかつたが、トルファン盆地の大体の地理的形勢と四つの折衝府との空間的相関が、示唆を与えてくれる。西州五県と四つの折衝府の分布は、天山の山間盆地としての戦略位置を熟考したうえで、設計されたものである。トルファン盆地は中央部に火燼山があり、オアシスは基本的にはその火燼山の南側にある。天山県と天山府が置かれた地域は、現在のトルファン市にあるトクスン県に当たる。トルファンオアシスの最西端である。ここから西へ向かい、直行一〇〇キロメートルのところ、アラ溝であり、すなわち本論に言う「名岸」である。天山県

から交河県、すなわち岸頭府までは、東北に向かい四十キロメートル、その交河県から高昌県までは五十キロメートルである。高昌は交河の真東の少し南のほうである。柳中県は現在の魯克沁鎮に相当し、高昌県の東の少し南、二十五キロメートルのところにある。天山県がトルファン・オアシスの西側にある以外、交河県と高昌県と柳中県はすべてトルファン・オアシスの北部の火焰山を背にしている。蒲昌府と蒲昌県は現在の鄯善県であり、また蒲昌府は、火焰山の東部にあり、ゴビ砂漠に面し、まるで火焰山の東方の歩哨所のような存在であった。

前に述べたように、名岸で戦鬪が起こった際、援軍の順序は、天山府、岸頭府、最後が前庭府になるべきであった。先に挙げた馬帳の列挙からみれば、前庭府は二度も名岸に軍を派遣していた。しかもこれら折衝府の指揮機関は一つだけ、それが西州都督府であった。西州都督府が西州にあるすべての折衝府の上級機関であったという結論は、すでに証明済みである。

ただし、唐代の府兵制度を論議する際、通常、研究者たちは府兵が中央の軍隊であるという性格を非常に強調する。折衝府と十六衛の従属関係を重要な証左の一つとするのがそれである。西州に属する四つの折衝府も、武則天の時代に右玉鈴衛と改称された中央の右領軍衛に従属していた³²⁾。また、『新唐書・兵志』によれば、「番上するものは、京師に宿衛するのみ³³⁾とされたが、西州府兵が上京し番上勤務を務めたか否かについては、唐長孺先生は、「府兵の衛士と称されるものは、京師に上番して宿衛を務める府兵であるが、文書記録からは上番宿衛した記録は見つからなかった³⁴⁾」と指摘されている。李方先生は、折衝府の主要な任務が京師を防衛することであったと知られてはいるが、現有文書によれば、西州軍府の衛士には上番禁衛の任務がなかった……。この点について学界では基本的に共通の認識をすでに達成している³⁵⁾と指摘されている。以前、私もこれに関連する議論をしたが、西州府兵に京師宿衛の義務がな

いことは別の意味があると考えている。⁽³⁶⁾

しかしいづれにしても、西州の折衝府に関する資料から見ると、西州都督府のこれら折衝府に対する管理は日常あるいは戦時の隔てなく、大変に厳格であつたことが明らかである。都督府の軍事機能は、このような管理の下で体現されていたのである。折衝府の名が十六衛に従属している状況があつたとはいえ、都督府の管理がより重要であつたことも明らかである。西州都督府だけが孤立して例外であつたとは考えにくく、辺州地域の折衝府と都督の関係もそうであつたと見なせば、唐前期における府兵が中央軍隊に属するという考え方に一定の修正を行うことは、適切であると言いえよう。

注

(1) 『唐会要』巻九十五「高昌」、上海古籍出版社、一九九一年、二〇一六頁。

(2) 菊池英夫「西域出土文書中の唐代軍制資料」『史学雑誌』七十卷十二期、一九六一年。日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」『東方学報』二十三卷、一九六三年。唐長孺「吐魯番文書中所見の西州府兵」、初掲『敦煌吐魯番文書初探』二編、武漢大学出版社、一九九〇年。『山居存稿』三編に収録、中華書局、二〇一一年、『唐長孺文集』本、二二六―二九九頁。日本の学者は、「蒲昌府文書」を活用して西州府兵の研究を開始した時期が比較的早いが、当時資料に限りがあつたため、討論の重点は蒲昌府を中心とした。唐長孺先生は、トルファン出土文書の整理を指導する過程にこの論文を書かれたため、西州府兵問題をさらに全面的展開された。

(3) 『吐魯番出土品文物研究会会報』第六十七、六十八号、一九九一年九月、参照。

(4) 榮新江、李肖、孟憲実編『新獲吐魯番出土文獻』、中華書局、二〇〇八年、三三一―三七頁。行番号のabcは、朱書。

- (5) 丁俊「『新出吐魯番文书看唐前期的勾征』、『西域歴史言語研究所集刊』第二号、科学出版社、二〇〇九年、一二五—一五七頁。
- (6) 唐耕耦『敦煌社会經濟文献真跡影録』、書目文献出版社、一九八六年、一〇〇—一〇一頁。
- (7) 『吐魯番出土文書』肆、文物出版社、一九九六年、二六—二七頁。
- (8) 李方『唐西州官吏編年考証』は、馬神祿が蒲昌府に属するかどうかについて検討された。中国人民大学出版社、二〇〇一年、三六七—三七〇頁。現在は新文献によって、馬新祿が前庭府に属することは間違っていないと見なされている。
- (9) 王炳華『阿拉溝古堡及其出土唐文書殘紙』、『唐研究』第八卷、二〇〇二年。『西域考古歴史論集』に収録、中国人民大学出版社、二〇〇八年、九五—一二〇頁。
- (10) 王炳華『阿拉溝古堡及其出土唐文書殘紙』、『西域考古歴史論集』、九六頁。
- (11) 王炳華『阿拉溝古堡及其出土唐文書殘紙』、一一一頁。なお、『名岸遊奕所所轄峰鋪名簿』は正確ではなく、全体を見通してまとめたものである。
- (12) 天山軍の設置時については、通常、開元二年とすることが多い。劉安志先生は專論を執筆し、開元十五年以降という見解を發表された。原載は、『唐代西州天山軍の成立』（朱玉麟主編）『西域文史研究』二〇〇七年第二期。劉安志『敦煌吐魯番文書与唐代西域史研究』に収録、商務印書館、二〇一一年、二〇六—二二五頁。
- (13) 唐長孺『吐魯番文書中所見的西州府兵』、『敦煌吐魯番文書初探』二編、武漢大学出版社、一九九〇年。唐長孺『山居存稿』三編に収録。中華書局、二〇一一年、二二六—二九九頁。
- (14) 『大谷文書集成』第二卷、法藏館（日本）、一九九〇年、一〇四頁。
- (15) 『大谷文書集成』第二卷、一〇五頁。
- (16) 『大谷文書集成』第二卷、八〇頁。
- (17) 李方『唐西州官吏編年考証補』、『唐西州官吏編年考証』、中国人民大学出版社、二〇一〇年、四〇九頁。
- (18) 『唐六典』卷三十、中華書局、陳仲夫点校、一九九二年、六四四—六四五頁。

- (19) 李方先生は、吐魯番出土文書を通じて西州官府官員調査を実施し、この資料から前庭府の一人の折衝都尉と二人の果毅都尉を補填できることを明らかにされた。李方『唐西州官吏編年考証』第六章、中国人民大学出版社、二〇一〇年、三四五—三六三頁。
- (20) 『新唐書』卷五十一「兵志」、中華書局、一九七五年、一三二—一三六頁。
- (21) 唐長孺主編『吐魯番出土文書』肆、文物出版社、一九九六年、二五二—二五三頁。文書の整理者は、本文文書には朱印が数多く押されており、印文は「右玉鈴衛天山府之印」だと指摘している。
- (22) 『唐六典』卷二十五「諸衛府」、中華書局、一九九二年、六四四—六四五頁。唐長孺先生は、唐朝の府兵の兵数は前後変化が見られるため、現在の史書の記載には理解できないところがあると指摘されている。「吐魯番文書中所見の西州府兵」『山居存稿』三編、中華書局、二〇一一年、二二六—二二九頁。
- (23) 唐長孺『吐魯番文書中所見の西州府兵』、『山居存稿』三編、中華書局、二〇一一年、二二六—二二九頁。文欣「府兵番代文書の運行及垂拱戰時的西州前庭府」、原載『敦煌吐魯番研究』第十卷、二〇〇七年。孟憲実、榮新江、李肖主編『秩序与生活——中古時期的吐魯番社会』に収録、中国人民大学出版社、二〇一一年、四〇—八三頁。二〇〇八年、収録時に改稿。
- (24) 長孫無忌等撰『唐律疏議』卷九「職制律」、劉俊文点校、中華書局、一九八三年、一八五頁。
- (25) 谷霽光著『府兵制度考釈』、上海人民出版社、一九六二年、一三八—一三九頁。
- (26) 陳国燦「東訪吐魯番文書紀要(二)」参照、『魏晋南北朝隋唐史資料』第十三計、武漢大学出版社、一九九四年五月、三二—四三頁。
- (27) 程喜霖『漢唐烽堠制度研究』、三秦出版社、一九九〇年を参照。
- (28) 『吐魯番出土文書』參、三六三頁。
- (29) 『吐魯番出土文書』參、二二二頁。
- (30) 朱雷『唐開元二年西州府兵——西州“衛赴隴西御吐魯番始末”』、初刊『敦煌學輯刊』一九八五年第二期、『敦煌吐魯番

- 文書論叢」、甘肅人民出版社、二〇〇〇年、二四四―二五八頁。
- (31) 張広達「唐滅高昌国后的西州形勢」(日本)『東洋文化』第六八号原載、東京大学東洋文化研究所、一九八八年。張広達文集『文書、典籍与西域史地』に収録、広西師範大学出版社、二〇〇八年、一四―一五二頁。
- (32) 張広達先生文集、一三〇頁の注四〇参照。
- (33) 『新唐書』卷五十一「兵志」、中華書局、一九七五年、一三二八頁。
- (34) 『唐長孺文集』本、二六一頁。
- (35) 李方『唐西周州吏編年考証』第六章「唐西州折衝府官吏」、三六三―三六四頁。
- (36) 孟憲実「唐代府兵“番上”新解」『歴史研究』二〇〇七年第二期、六九―七七頁。

孟憲実

一九六二年生まれ。中国人民大学国学院教授。主な論文に『漢唐文化與高昌历史』（齊魯書社、二〇〇四年）、『敦煌民間結社研究』（北京大学出版社、二〇〇九年）など。

王鼎

一九九〇年生まれ。新潟大学大学院現代社会文化研究科在学中。主な論文に「清国留学生」と東文学堂についての一考察」（新潟大学大学院現代社会文化研究科提出修士論文）など。